

令和8年度砂利採取業務主任者試験《受験案内》

島根県土木部河川課管理係

〒690-8501 松江市殿町1番地

電話番号 0852-22-6783

1 試験の日時

令和8年11月13日（金）午前10時～12時まで（120分）

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認めます。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ 236-4（JR大田市駅の西隣）

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」3階研修室

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



試験会場案内図

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）



受験申込はこちら

4 受験の手続き

(1) 受験申込方法

しまね電子申請サービスにより申し込んでください。

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-shiken>)

(2) 受験手数料

8,100円（非課税）

※クレジットカード（VISA/Master/JCB/AMEX/DINERS）、PayPay 又はペイジーを利用し納付してください。手数料は主催者が試験を中止した場合を除き、原則として返金しません。

(3) 申込受付期間

令和8年10月1日（木）午前8時30分から令和8年10月16日（金）午後5時15分まで

(4) 準備するもの

写真データ { 受験申込前6月以内に撮影した正面無帽上半身像
ファイル形式：png・jpg・jpeg ファイルサイズ：10MB まで }

(5) 受験申込の流れ

- ① 申込受付期間内にしまね電子申請サービスにより申し込んでください。
- ② 受験申込を確認したら、「島根県【決済】【砂利採取法】砂利採取業務主任者試験申込 支払い依頼のお知らせ」メールが届きますので、**令和8年10月21日（水）までに**受験手数料を納付してください。
※手数料は速やかに納付してください。令和8年10月21日（水）までに受験手数料の納付がない場合は、受験できません。支払い依頼のメールが届かない場合は、島根県土木部河川課へご連絡ください。
- ③ 受験手数料の納付を確認したら、仮受験票を交付します。
- ④ 「島根県【決済】【砂利採取法】砂利採取業務主任者試験申込 交付物発行のお知らせ」メールが届きますので、メールに記載されているURLから仮受験票をダウンロードしてください。
- ⑤ 試験当日に受付で仮受験票を提示してください。
※仮受験票を印刷したもの又は仮受験票を表示したスマートフォン等の電子機器の画面を提示
- ⑥ 受付にて受験票をお渡しします。

5 結果発表

試験結果は、令和8年11月27日（金）に郵送にて合格者本人あて通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載します。電話等による照会には対応しません。

なお、試験の得点については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、受験者本人に限り開示の請求をすることができます。

(1) 開示内容

受験者本人の総合得点及び科目別得点（法令問題、技術問題）

(2) 開示方法

原則として閲覧の方法によることとし、写しの交付は行いません。

(3) 開示期間及び時間

令和8年11月27日（金）から令和8年12月25日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前9時から午後5時まで

(4) 開示場所

島根県土木部河川課（松江市殿町8番地島根県庁南庁舎3階）

(5) 開示請求に必要な書類

顔写真付身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど受験者本人を確認できるもの）

(6) その他

開示を希望される場合は、事前に島根県土木部河川課管理係（0852-22-6783）に電話で開示希望日時を連絡してください。

6 その他

(1) 令和8年10月30日（金）までに「交付物発行のお知らせ」メールが届かない場合は、島根県土木部河川課にお問合せください。

(2) 発熱や咳などの症状がある場合には、受験をお控えください。

(3) 試験会場内でのマスクの着用は、個人の判断にゆだねます。

(4) その他ご不明な点については、島根県土木部河川課管理係（0852-22-6783）までお問い合わせください。